

会 議 録					
行 田 市 教 育 委 員 会 令 和 3 年 第 2 回 2 月 定 例 会					
招集年月日	令和3年2月3日(水)		開会場所	行田市産業文化会館 第2会議室	
開閉の時刻 及び宣言者	開会 2月3日(水) 午後 2時00分		教育長	鈴木トミ江	
	閉会 2月3日(水) 午後 4時55分		教育長	鈴木トミ江	
教育長	鈴木トミ江	教育長職務代理者	岸田昌久	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要			
1	鈴木 トミ江				
2	岸田 昌久				
3	鹿山 高彦				
4	飯塚 千十世				
5	大澤 恵子				
議 事 参 与 者			書 記		
学校教育部長	吉田 悦生	書記長	諸貫 忠秋		
生涯学習部長	藤井 宏美	書記	久積 史明		
学校教育部次長					
兼教育総務課長	諸貫 忠秋				
学校給食センター所長	小林 誠				
ひとつづくり支援課長					
兼スポーツ振興課長	野口 啓司				
文化財保護課長	中島 洋一				
教育文化センター所長					
兼中央公民館長	杉山 孝義				
郷土博物館長	鈴木紀三雄				
図書館長					
兼視聴覚ライブラリー館長	柿沼 誠				
教育研修センター所長	斎藤 操				
学校教育課主幹	岡部 将弘				

会議事件名		顛	末
会 議 の 進 行 状 況		<p>市民憲章唱和（省略）</p> <p>教育長 本日の会議日程は議案6件である。日程第1及び日程第2の2議案は、議会案件であることから会議は非公開、議事録については議会終了後となるので公開とし、その他の案件は公開としてよろしいか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長 日程に先立ち、1月定例会の会議録について事務局に報告を求める。</p> <p>書記 1月定例会、会議録報告</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p>	
	<p>議案第6号 行田市公立学校通学区域等審議会委員の委嘱について</p>	<p>教育長提案、書記議案朗読</p> <p>教育総務課長 本案は、学校の再編成や通学区域のあり方について審議いただくために設置している行田市公立学校通学区域等審議会について、2年間の任期が終了したため、新たに委員を選出し、委嘱しようとするものである。</p> <p>審議会条例第4条第1項により、委員は18名以内、第2項において1号から4号までの選出区分が定められている。</p> <p>1号委員は、公立学校の校長であり、1番の行田中学校 安藤校長及び2番の太田東小学校 清水校長の2名である。</p> <p>2号委員は、公立学校PTA役員であり、4名の選出、3番の赤羽氏は長野中、4番の鈴木氏は太田中、5番の飯塚氏は南小、6番の今村氏は南河原中のPTA役員である。</p>	

<p style="text-align: center;">会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>3号委員は、学識経験者であり、4名の選出、7番の小山氏はPTA連合会の顧問で、8番から10番の3名は、いずれも学校運営協議会の委員からの選出で、8番の山野氏は、元中学校校長、9番の羽鳥氏は、星宮地区の自治会連合会会長、10番の森田氏は、見沼中学校区の学校応援コーディネーターを務められている。</p> <p>4号委員は、公募の市民であり、2名募集したところ、3名からの応募があり、提出された応募理由や今後の学校のあり方に関する考え方について審査し、2名を選考したものである。</p> <p>なお、今回新たに就任いただく委員は、2番、6番、10番、11番、12番の5名であり、その他の7名は継続である。</p> <p>また、各中学校区から必ず1名以上就任いただき、地域的なバランスも考慮している。</p> <p>任期は、令和3年3月1日から令和5年2月28日までの2年間である。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>岸田委員 北部の義務教育学校が白紙になり、計画が大きく練り直さなければならぬ段階である。施設の建て替え時期も迫っている。委員の協力や知恵をいただき、練り直していただきたい。</p> <p>鹿山委員 中学校区から1名ずつ選出しているとのことだが、現在は小学校の再編成に取り組んでいる。小学校区から1名ずつ選出しなくてよいのか。</p> <p>教育総務課長 委員定員18名なので小学校区から1名ずつの選出は可能であったが、選出区分等も考慮し、少なくとも中学校区ということで選出した。</p> <p>鹿山委員 小学校区の方々の意見が反映し、計画に盛り込まれるようお願いする。</p>
--	---

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">議案第7号 行田市スクールソーシャル ワーカーに関する規則につ いて</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">議 の 進 行 状 況</p>		<p>飯塚委員</p> <p>委員は中学校区ということでバランスよく選出されている。その小学校区の地域や保護者の意見も取り込み、有意義な審議会となるようお願いする。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記議案朗読</p> <p>教育研修センター所長</p> <p>本案は平成29年4月から学校教育法施行規則が改正され、第65条の3にスクールソーシャルワーカーの職務を「スクールソーシャルワーカーは児童の福祉に関する支援に従事する」と規定されたことや県・近隣他市の状況を踏まえ、令和2年度から不登校児童生徒の学校復帰や子供たちの置かれている状況改善を図ることを目的として、下忍分室に配置されている家庭訪問担当職員を行田市スクールソーシャルワーカーと名称を変更し、職務内容を明確化するとともに小中学校や関係機関に周知することで、その取組の充実を図るため新たに規定するものである。</p> <p>教育長</p> <p>何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員</p> <p>任用に関し、第4条第2号で教育又は社会福祉に関して専門的な知識及び技術を有することと規定されているが、がどのように判断するのか。</p> <p>守秘義務については規定しなくてよいのか。</p> <p>様式の活動報告書の主訴、対応のスペースが狭く、詳細に記入できないのではないか。</p> <p>教育研修センター所長</p> <p>学校や関係機関との連携があることから、現在は元小学校長で、家庭裁判所の委員を務めているなどさまざまな見識を持つ方を任用している。</p> <p>身分が会計年度任用職員であるため、守秘義務については、</p>
--	--	--

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>		<p>地方公務員法が適用されることになる。      枠はこれで固定されるものではなく、他のスペースを狭くするなど、主訴や対応は詳細に記入する。</p> <p>鹿山委員      任用にあたり、資格等の基準はあるのか。</p> <p>教育研修センター所長      さまざまな識見をもつ方を選任する考えであるが、具体的な基準はない。</p> <p>大澤委員      スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士の資格が必要だと認識していたがどうか。</p> <p>教育研修センター所長      教育と社会福祉の両方の知識がある程度ある方がよいと考えている。</p> <p>大澤委員      職務に保護者又は教職員に対する支援、相談及び情報提供に関することとあるが、どのように情報提供されているのか。</p> <p>教育研修センター所長      個別の案件で細かいことがあるので、学校へ出向き、情報提供を行っている。</p> <p>飯塚委員      家庭訪問担当職員の呼び名を変更する改正として理解してよいか。</p> <p>教育研修センター所長      呼び名と合わせ、職務内容を明確化するものである。</p> <p>飯塚委員      現在は何人いるのか。</p>
--	--	---

	<p><b>教育研修センター所長</b></p> <p>今回の規則の対象となるソーシャルワーカーは1名である。その他、国の制度により県から派遣された1名が研修センターに勤務している。</p> <p><b>飯塚委員</b></p> <p>スクールカウンセラーとの違いはなにか。また連携はとられているのか。</p> <p><b>教育研修センター所長</b></p> <p>スクールカウンセラーは、各学校に配置され、保護者、子供、教員の相談業務を行っている。</p> <p>スクールソーシャルワーカーは、課題解決のキーパーソンとなる担任や養護教諭等、相談を受けている職員のほか、家庭の事情によっては福祉関係の職員を招き、定期的に会議を開いている。</p> <p><b>大澤委員</b></p> <p>令和2年教育行政重点施策に不登校改善に向けた組織的対応の推進と位置付けられているが、成果はどのようなか。</p> <p><b>教育研修センター所長</b></p> <p>県のスクールソーシャルワーカー1名と市のスクールソーシャルワーカー1名のほか、教育研修センター副所長、常任相談員、家庭児童相談員、学校関係者、公認心理師からなる不登校対策担当チームの会議を月に1回実施しており、福祉、教育、学校からのさまざまなアプローチを検討し、アプローチを行う。成果としては、ウイズ教室に通級するようになることや学校に復帰することである。</p> <p><b>岸田委員</b></p> <p>スクールソーシャルワーカーはデリケートな問題に対応する職務である。本市で行っているいじめ問題ホットラインでは、相談したことが学校に筒抜けではないかということで利用が躊躇されているとも感じている。相談を受けるにあたり、守秘義務や子供との信頼関係が重要である。所長に提出される活動報告書において、守秘義務はどのように扱われ、配慮されている</p>
--	--

	<p>議案第 8 号 行田市立小・中学校の令和 3 年度学校給食年間実施計画 について</p>	<p>のか。</p> <p>教育研修センター所長 ケースによっては、氏名がイニシャルであるもの、またすべてを記載しにくいものも多々見受けられる。</p> <p>岸田委員 子供との信頼関係を大切にしてほしい。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記議案朗読</p> <p>学校給食センター所長 本案は、行田市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則第 6 条第 2 項に『年間の給食実施計画回数は、教育委員会が定めるものとする。』とあることから、令和 3 年度学校給食年間実施計画案について審議いただくものである。</p> <p>年間給食実施回数は、条例施行規則第 6 条第 1 項に『給食は、年間を通じて原則として週 5 回を授業日の昼食時に実施するものとする。』とあることから、合計 189 回の給食を提供しようとするものである。</p> <p>各学期の給食開始日及び終了日は、各学期の給食開始日と終了日を定めたもので、学校の授業日及び授業時間と関係することから、学校教育課と協議し、提案するものである。</p> <p>小学校第 1 学年児童の給食費、中学校第 3 学年生徒の給食費については、それぞれ 4 月と 3 月の当該学年の給食の提供日数が少なくなっていることから、給食費の月額を半額とするものである。</p> <p>給食費の額については、条例施行規則第 7 条に規定されているとおりである。</p> <p>なお、本計画は、学校給食センター運営委員会において、書面表決により、承認をいただいている。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>岸田委員</p>
--	---	---

		<p>学校給食費無償化はどうか。</p> <p>学校給食センター所長  本年度は新型コロナウイルス感染症対応に伴う国の交付金をさまざまな分野に活用され、給食費においても児童生徒の給食費が無償化となっている。令和3年度については、国の施策も不透明であることから、従前どおり保護者に給食費を負担をいただくこととし、予算計上している。予算議決後は保護者への周知も行う予定である。</p> <p>岸田委員  学校給食は健康に直結した事業なので、よろしく願います。</p> <p>飯塚委員  月の日数ではなく、給食費は月額となっている。欠席時等の給食費の返還はどのようか。</p> <p>学校給食センター所長  1食当たりの給食費は、給食費の月額は小学生4,100円、中学生4,850円に夏休みを除いた11月を乗じ、その額を年間給食実施回数で除して額としている。なお、連続5日を超えて欠席した場合は返還することとしている。</p> <p>大澤委員  このことは保護者には周知されているのか。</p> <p>学校給食センター所長  この内容を含めた学校給食全般について、新入学時に学校を通し文書を配布し、周知している。</p> <p>岸田委員  徴収している給食費については、材料費のみで調理する人件費等は市が負担していること、また材料は事前に発注していることから今日食べないからと言って給食費は返還できるものではないことなどの大事な部分を保護者に理解してもらう必要がある。</p>
--	--	---



	<p>議案第9号 行田市立図書館郵送貸出しサービス実施要綱について</p>	<p>飯塚委員 給食は低価格であり、バランスよく、栄養もある。保護者においてもコロナ禍において給食のありがたさを改めて実感したと思う。引き続きよろしく願います。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記議案朗読</p> <p>図書館長 本案は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図り、利用者の利便性を向上させるため、図書館資料の郵送貸出しに関する実施要綱を定めるものである。 具体的な制定効果は、新型コロナウイルス感染症拡大時期における外出抑制効果や自宅での読書機会の増加効果、図書館利用者の来館せずに希望する図書館資料が自宅に郵送されるといった利便性向上効果などが挙げられる。 様式第1号は、第4条の郵送貸出しサービス対象者のうち、郵送料が無料となる者の登録申請書の様式を定めたもの、様式第2号は、第5条の郵送貸出しサービスを利用する際の申込様式を定めたものである。 附則は、本要綱の施行日を令和3年3月1日と定めたものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 利用者負担、料金はどのように支払うのか。</p> <p>図書館長 障害のある方や介護認定を受けている方で登録された方は貸出時の送料を市で負担する。通常は着払いにより送料を利用者が負担することとなる。</p> <p>大澤委員 返却の方法、梱包の仕方はどのようなか。</p>
--	---	--

	<p>議案第4号 令和2年度一般会計教育費 補正予算について</p>	<p>図書館長 利用申込時、ブックポスト等へ返却ができる旨を丁寧に説明する。郵送による返却の際も、貸出した際の袋等で返送していただくため改めて梱包する必要はない。</p> <p>飯塚委員 インターネットでの申請は考えていないのか。</p> <p>図書館長 内容が細かいため、現状では難しいと考えている。</p> <p>飯塚委員 ネットのほうが利用しやすい方もいるのではないかと。</p> <p>図書館長 運用後も利用しやすいサービスとなるよう検討していきたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記議案朗読</p> <p>教育総務課長 本案は、3月定例市議会に補正予算を上程するため、教育委員会へお諮りするものである。 歳出の10款教育費で2億1,485万4千円の追加である。 2項3目小学校費の学校建設費の◎校舎等新設改良費2億1,984万5千円は、2種類の工事である。 一つ目は、国の3次補正において、学校における防災・減災のための施設整備予算が追加計上されたことから、本市において令和3年度において予定している屋内運動場非構造部材耐震改修工事を本年度の補正予算として確保しようとするものである。工事費は、2億2,203万5千円で、東、中央、荒木、泉、南河原の5つの小学校であり、これをもって本市の小中学校の屋内運動場での天井や照明の落下防止のための耐震改修は完了する。 二つ目は、本年度実施した中央小学校の教室の背面ロッカー</p>
--	--	--

	<p>の改修において、当初670万円を見込んだ工事請負費が、実際の契約で451万円となったため、不用となる差額219万円を減額補正するものである。</p> <p>次に、5項1目 保健体育総務費のスポーツ振興費で500万円の減額である。</p> <p>これは、本年度、新型コロナウイルス感染症に伴い、中止とした鉄剣マラソン大会の不要となった開催事業交付金を減額補正とするものである。</p> <p>次に、歳入の14款国庫支出金、2項6目教育費国庫金の小学校費補助金の学校環境改善交付金6,828万3千円は、小学校の屋内運動場非構造部材耐震改修事業の財源として、補助対象経費の3分の1を見込むものである。</p> <p>次に、21款市債、1項7目教育債の1節小学校債、小学校体育施設耐震改修事業債1億4,990万円は、非構造部材耐震改修事業の財源として、国庫補助3分の1を充てた残りの事業費全額を借入金により賄おうとするものである。</p> <p>次に、繰越明許費については、この度の補正予算に追加する小学校屋内運動場の非構造部材耐震改修事業について、歳入、歳出全額を令和3年度に繰り越して実施しようとするものである。</p> <p>教育長 何か意見等あるか。</p> <p>岸田委員 体育館の非構造部材耐震改修工事については、文部科学省の基準により進められているが、それを判断するのは誰か。</p> <p>教育総務課長 市の営繕課の職員が判断し、経費を見積もり、その詳細については、設計業務を業者委託により行っている。</p> <p>岸田委員 営繕課の職員は1級建築士等の資格を有しているのか。</p> <p>教育総務課長 全員が1級建築士ではないが、建築士の資格は有している。</p>
--	--

	<p>議案第 5 号 令和 3 年度一般会計教育費 予算について</p>	<p>鹿山委員 忍小学校の開校にあたり改修工事の予定はないのか。</p> <p>教育総務課長 大きな改修工事の予定はない。</p> <p>鹿山委員 忍小学校に限ったことではないが、統合などで今まで使っていなかった教室を使用することになる場合、天候が悪い日でも暗い教室にならないよう特に廊下側の照度をチェックしてほしい。</p> <p>教育総務課長 照度の基準はクリアしていると思うが、今後は蛍光灯が使用できなくなる。一遍に交換というのは難しいが、交換時等、LED化をしていく必要があると考えている。</p> <p>鹿山委員 特に廊下側についてお願いします。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記議案朗読</p> <p>学校教育部長 議案第 5 号について、教育費の概要及び学校教育部所管に関わる歳入歳出予算を説明する。</p> <p>生涯学習部長 議案第 5 号について、生涯学習部所管に関わる歳入歳出予算を説明する。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>岸田委員 歳出の 10 ページ、◎小学校管理運営費 17 節学校管理備品</p>
--	--	--

		<p>費 5 7 6 万円の耐火金庫について説明してほしい。</p> <p>教育総務課長 この金額は、各学校に配当する学校備品を含んだものであり、耐火金庫は中央小に配置するもので金額は 1 8 7 万円である。</p> <p>岸田委員 再編成によるものなのか。</p> <p>教育総務課長 耐火機能が落ちているためであり、再編成を機に更新するものである。</p> <p>岸田委員 学校には現金を置かないということで耐火書庫と呼んでいる。説明等でどちらとすることがふさわしいか検討してほしい。</p> <p>鹿山委員 新型コロナウイルスの影響により令和 3 年度に大きく変わった予算はあるのか。</p> <p>学校教育部長 G I G A スクール構想が前倒しとなり、I C T 支援員の配置やデジタル教科書の導入、また各学校においても消耗品費が計上されている。</p> <p>生涯学習部長 コロナの影響ではないが、老朽化した公民館、産業文化会館、市民プールの改修工事を計上している。また、高齢者のグラウンドゴルフについては、全市的に活動を行うための用具整備を行う。 財政面を考慮し、広報事業であるわくわくネット及び蓮櫓の見直し、セカンドブック事業は廃止とした。</p> <p>鹿山委員 新型コロナウイルス対策に係る交付金は、追加や変更されているので情報収集し、活用してほしい。</p>
--	--	--

		<p>岸田委員</p> <p>学校教育、社会教育ともコロナウイルス感染症対策として消毒液や飛沫防止の亚克力板やビニール等、例年と変わっている予算、また水栓において、レバー式や自動水栓等にする事などを含め説明してほしい。</p> <p>教育総務課長</p> <p>国の3次補正予算において消耗品や備品が盛り込まれているが詳細が見えていない現状であるため、新年度の予算には計上されていない。しかし、国の補助金を活用した令和2年度の本市の補正予算により、現在、学校施設において、子供たちが頻繁に使用する蛇口においてレバー式に交換する工事を発注しているところである。なお、学校のトイレにおいてはトイレ改修を行った際、自動水栓としている。また、一部の窓に網戸を設置することも取り組んでいる。自動水栓においては、今後公共施設全体で検討していくことになるのではないかと。</p> <p>生涯学習部長</p> <p>コロナウイルス対策の2つの柱は非接触と地域経済活性化である。非接触の対応として、自動水栓は要求していきたい。また、国の補助金を活用し、公民館や体育施設等の公共施設予約システムの整備を要求していきたい。消毒液等は当面の在庫はある。</p> <p>岸田委員</p> <p>現場で必要としているものをあらかじめ把握し、予算要求できるように準備をお願いします。</p> <p>飯塚委員</p> <p>歳入の中学校費補助金において、令和2年度にあったスポーツエキスパート活用事業補助金がないが、部活における外部指導者がいなくなったということか。</p> <p>学校教育課主幹</p> <p>部活の外部指導者は引き続きお願いするが、その事業に対する県の補助金、財源がなくなったものである</p>
--	--	---

		<p>教育総務課長</p> <p>県からの補助金を活用し、外部指導者を依頼していたが、その補助金が打ち切りとなったため、市の一般財源により事業を継続するものである。</p> <p>岸田委員</p> <p>産業文化会館のホールの時計がきちんと表示されていないのが気になる。とても目につくところであるため、直してほしい。</p> <p>生涯学習部長</p> <p>軽微な修繕で行えるのであれば、指定管理者において実施できるが、大規模になると計画を立て実施していく必要がある。</p> <p>ひとつづくり支援課長</p> <p>現在は、空調設備の改修を行っているところで、時計については、現状のもので修繕が可能かどうかを確認し、なるべく早く対応していきたい。</p> <p>大澤委員</p> <p>市民からグランドピアノが古くなっているという声を聞いている。計画に取り込んでいただければありがたい。</p> <p>鹿山委員</p> <p>歳入の14ページ、給食費の滞納繰越額として千円が計上されているが、実際の給食費の滞納額を聞きたい。</p> <p>学校給食センター所長</p> <p>令和元年度決算の収入未済額が76万5,036円である。令和2年度は無償化というまたとないチャンスであるため教職員と徴収に取り組んでいるところである。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長</p> <p>以上で本日の定例会を閉会とする。</p>
--	--	--

そ の 他 特 に 重 要 と 認 め る 事 項

- 1 次回定例会開催予定日 令和3年3月25日(木) 午後2時00分  
行田市教育委員会 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教育長

委 員

委 員